

副本

平成30年(ワ)第51号 個人情報抹消請求事件

原告 三輪唯夫 ほか3名

被告 国 ほか1名

答 弁 書

平成30年4月9日

岐阜地方裁判所民事第2部合議B係 御中

被告国指定代理人

〒460-8513 名古屋市中区三の丸二丁目2番1号

名古屋法務局訟務部

部	付	岡	部	直	榎
上席訟務官		堀	内	章	子
訟務官		西	野	満	

〒500-8812 岐阜市美江寺町二丁目8番地

岐阜地方法務局訟務部門 (送達場所)

上席訟務官	高	松	浩	之
上席訟務官	小	島	寿	一
訟務官	奥	村	神	奈
法務事務官	大	澤	一	輝

〒100-8974 東京都千代田区霞が関二丁目1番2号

警察庁警備局警備企画課

課長補佐 正木 伊純 

課長補佐 石森 光輝 

係長 森 達彦 

警察庁長官官房人事課

係長 榊原 真己 

第1 請求の趣旨に対する答弁

1 主位的答弁（本案前の答弁）

- (1) 原告らの被告国に対する本件訴えを却下する
- (2) 訴訟費用のうち、原告らと被告国との間に生じた部分は原告らの負担とする
との判決を求める。

2 予備的答弁（本案の答弁）

- (1) 原告らの被告国に対する請求を棄却する
- (2) 訴訟費用のうち、原告らと被告国との間に生じた部分は原告らの負担とする
との判決を求める。

第2 本案前の答弁の理由

- 1 訴訟上の請求は、民事訴訟における審判の対象であり、請求は、被告にとっては最終的な防御の対象となるものであり、また、判決の既判力の客観的範囲を明確にするためのものであり、かつこれに対応する判決がなされた場合は、強制執行にまで至るものであるから、請求は一義的に特定されていなければならない。故に、訴状には、請求の趣旨及び請求の原因（請求を特定するのに必要な事実）を記載しなければならないとされているのである（民事訴訟法133条2項2号、民事訴訟規則53条1項）。

そして、作為請求では、将来、請求認容判決を代替執行（民事執行法171条）又は間接強制（同法172条）の方法で執行し得る程度に、求められる行為を特定的に表示しなければならない（松浦馨ほか著「条解民事訴訟法」〔第2版〕761ページ）、請求の趣旨及び原因により請求が特定されていない場合には、当該訴えは、請求の特定を欠く不適法なものとして却下を免れない。

- 2 これを本件についてみると、原告らは、訴状の請求の趣旨2において、「被告

国は、別紙物件目録2記載の情報を抹消せよ」とし、訴状の別紙物件目録2には、警察庁が保管している原告三輪唯夫「に関する個人情報、行動記録などを記載した文書（図面、写真、録音テープ、ビデオテープその他情報を表すために作成された物件を含む。以下同じ。）及び磁気データ並びに収集した文書、写真及び磁気データ」、原告松島勢至、近藤ゆり子及び船田信子「に関する個人情報、行動記録などを記載した文書及び磁気データ並びに収集した文書及び磁気データ」と記載している。

しかしながら、原告らは、訴状の請求の原因においては、「警察庁警備局は、岐阜県警が原告らの承諾なくみだりに収集した原告らの個人情報の提供を受けているものであるから、警察庁警備局が原告らの個人情報を保有することも違法である。」（第3の3(2)・8ページ）、「人格権を侵害して収集された個人データ等の情報の抹消請求権」（第4の1・8ページ）などと記載していることからすると、警察庁が保有する原告らの個人情報のうち、岐阜県警が原告らの人格権を侵害して違法に収集した情報の抹消を求めているものと解される。

このように解することは、警察庁は、例えば、都道府県公安委員会から運転免許を与えられた者の本籍、住所、氏名、生年月日、免許の種類等の情報を保有（道路交通法106条、道路交通法施行令43条の2、道路交通法施行規則31条の3）するなど、法令に基づいて、個人情報を取得・保有することから、相当である。

しかるに、原告らは、警察庁の保有する原告らの個人情報のうち、岐阜県警が原告らの人格権を侵害して違法に収集したものが何であるのかを具体的に主張していない。

そうすると、原告らが被告国に抹消を求める対象が何であるのかが特定されていないと言わざるを得ない。

- 3 したがって、原告らの被告国に対する訴えは、請求の趣旨及び原因により請求が特定できておらず、不適法なものであるから、速やかに却下されるべきで

ある。

第3 請求の原因に対する認否及び被告国の主張

追って準備書面により明らかにする。

以 上